

[委員会からのお知らせ](#)

[第255回食品安全委員会議事概要](#)

## ■第255回食品安全委員会会合結果■

【添加物】【動薬】【化学・汚染】【農薬】【遺伝子】

日時:平成20年9月25日(木) 14:00 ~ 15:23

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:12名

## 議事概要:

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)  
・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた「食品・添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の「ネオテーム」の成分規格における試験法の一部を改正すること  
・厚生労働省から説明。  
・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

## ○動物用医薬品5品目

- 1) 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン(ノビリスAE+Pox)
- 2) 鶏伝染性気管支炎(AK01株)生ワクチン(アビテクトIB/AK)
- 3) 豚パルボウイルス(油性アジュバント加)不活化ワクチン(パルボテック)
- 4) 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルーV注射液)
- 5) 鶏伝染性気管支炎(4-91株)生ワクチン(ノビリスIB4-91)の再審査  
・農林水産省から説明。  
・動物用医薬品5品目について、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

## ○飼料添加物(ポジティブリスト制度関連)

## 6) ノシヘプタイド

## 7) エフロトマイシン

- ・厚生労働省から説明。
- ・飼料添加物2品目について、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

## ○動物用医薬品/飼料添加物(ポジティブリスト制度関連)

## 8) アピラマイシン

- ・厚生労働省から説明。
- ・動物用医薬品及び飼料添加物「アピラマイシン」については、用途が重複しているため、国内外での使用状況を考慮し、まず肥料・飼料等専門調査会で審議した後、動物用医薬品専門調査会で審議し、評価結果等は両専門調査会の座長から連名で報告することとなった。

○食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

## 9) タウリン

- ・厚生労働省から説明。
- ・「タウリン」については、飼料添加物及び動物用医薬品の用途があるが、既に飼料添加物としての評価は本年6月に終了しているため、今回は動物用医薬品専門調査会においてのみ審議することとなった。

## &lt;参考&gt;

- 1) 鶏脳脊髄炎、鶏痘の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。
- 2) 鶏伝染性気管支炎の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。
- 3) 豚パルボウイルスによる死産の予防を目的とした豚用のワクチンです。
- 4) 牛の細胞外液の補給及びアピドラーシスの補正を目的とした牛用の注射剤です。
- 5) 鶏伝染性気管支炎の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。
- 6) ~8) 抗生物質です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。
- 9) 含硫アミノ酸の1種で、動物における栄養成分の補給を目的として使用されます。

(3) 添加物専門調査会における審議状況について

## 1) 「ソルビン酸カルシウム」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

## &lt;参考&gt;

- 1) 食品の保存料として、欧米諸国等で広く使用が認められています。

(4) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について

## ○清涼飲料水関連7物質に関する意見・情報の募集について

- 1)ベンゼン
- 2)1, 2-ジクロロエタン
- 3)臭素酸
- 4)トリクロロエチレン
- 5)ジクロロメタン
- 6)テトラクロロエチレン
- 7)トルエン

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

#### <参考>

- 1)染料や合成ゴム、合成洗剤、有機顔料等の合成原料として使われています。主に車の排気ガスから環境中に排出されますが、地下水に侵入すると、容易に揮発しないことが知られています。
- 2)、4)~6)化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
- 3)原水中の臭化物イオンが高度浄水処理のオゾンと反応して生成されます。
- 7)各種化学物質の原料や、塗料等の溶剤として使われています。排出量の多い化学物質のひとつで、工場からの排出や自動車の排気ガスにより環境中に放出されます。大部分が大気中に存在しますが、水道管の内面の塗装等により、水道水に混入することがあります。

#### (5)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

##### ○農薬2品目

###### 1)オキサジアゾン

- ・事務局から説明。
- ・「オキサジアゾンの一日摂取許容量(ADI)を、0.0036mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

###### 2)カルボキシシン

- ・事務局から説明。
- ・「カルボキシシンのADIを、0.008mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

##### ○清涼飲料水

###### 3)カドミウム

- ・事務局から説明。
- ・「清涼飲料水を含む食品からのカドミウムの耐容週間摂取量(TWI)を、7μg/kg体重/週と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

##### ○遺伝子組換え食品等4品目

###### 4)チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種

- ・事務局から説明。
- ・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

###### 5)コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種

- ・事務局から説明。
- ・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

###### 6)チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種

- ・事務局から説明。
- ・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

###### 7)コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604(飼料)

- ・事務局から説明。
- ・「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知されることとなった。

#### <参考>

- 1)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
- 2)殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。
- 1)、2)は、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

3)自然界に広く分布している銀白色の重金属です。ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれ、特に、貝類、頭足類(イカなど)の内臓に多く含まれます。日本人は米飯を多く食べるため、カドミウム摂取量の約半分が米に由来するものです。

4)~6)については、導入遺伝子の近傍塩基配列において、申請書との相違が認められたことから、再評価を行った結果、食品としての安全性が確認された系統(MIR604系統)を用いて、他の系統と掛け合わせた品種です。

7)MIR604系統を飼料として使用する場合の安全性評価を行いました。MIR604系統:コウチュウ目害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシです。Bt11系統:チョウ目害虫に対する抵抗性および除草剤グルホシネートに対し耐性を持つトウモロコシです。

GA21系統:除草剤グリホサートに対し耐性を持つトウモロコシです。

#### (6)その他

・事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急取りまとめ及び中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について、資料に基づき事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー